

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。(2011年6月現在)

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務(国債証券等のディーリング業務・投資信託受益証券等の窓口販売業務・金融商品仲介業務・店頭デリバティブ取引等)であり、当行において投資信託のお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、普通預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。
- 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引き落とします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

この契約の終了事由

当行の当契約に係る規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がない場合
- お客様が当契約に係る規定・約款に違反した場合
- お客様が当契約に係る規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の概要

商号等	シティバンク銀行株式会社
本店所在地	〒140-8639 東京都品川区東品川2-3-14 シティグループセンター
加入協会	日本証券業協会(特別会員)、(社)金融先物取引業協会
認定投資者保護団体の有無	なし
資本金の額	1,231億円(2011年3月31日現在)
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務 (シティバンク銀行株式会社は、登録金融機関(関東財務局長(登金)第623号)です。)
業務開始	2007年7月1日(1902年10月 シティバンクの前身となるインターナショナル・バンキング・コーポレーション横浜支店を開設)
連絡先	当行支店・出張所、又はシティホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522(24時間365日受付)

【当行の苦情処理措置及び紛争解決措置】

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005

投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程

本規程は、当行が第2条で規定する書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当行の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下『電磁的方法』といいます。）のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法について定めるものです。

第 1 条 電子交付

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当行ホームページ内お取引用サイト、シティバンクオンライン（ログインID、パスワード等の入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。）にそれらの事項を記録し、PDF形式のファイルでお客様にダウンロードしていただくことをもって書面交付に代える交付方法、また取引残高報告書（取引明細書）については、お客様の登録メールアドレスへのPDFファイルでの配信（以下「eステートメント」といいます。）をもって郵送による交付に代える交付方法をいいます。お客様が、登録メールアドレスでeステートメントを受け取る場合には、お客様は、電子交付について同意され、且つ本規程を承諾されたものとみなします。書面での取引残高報告書（兼取引明細書）の受取を希望されるお客様は、お客様の申し出をもって郵送により交付されます。

第 2 条 対象書面

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ① 契約締結前交付書面
- ② 取引残高報告書（兼取引明細書）
- ③ 目論見書
- ④ 運用報告書
- ⑤ 契約締結時交付書面
- ⑥ その他当行が定め、当行ホームページ上に掲げるもの

第 3 条 電子交付の承諾および申込

1. お客様が電子交付を申し込まれるとき、または書面交付を電子交付に変更されるときは、当行所定の方法により電子交付に同意し、本約款を承諾のうえ申し込みいただく必要があります。電子交付および本約款に同意いただけないお客様は、シティバンクオンライン上での対象書面の受領、および取引残高報告書（兼取引明細書）の受取ができませんので、書面でお受け取りください。
2. お客様が電子交付に同意いただいている場合、お客様から特別なご請求がない限り、原則としてシティバンクオンライン上に掲載される対象書面〔取引残高報告書（兼取引明細書）を除く〕の郵送による交付はいたしません。紙媒体による対象書面〔取引残高報告書（兼取引明細書）を除く〕の交付を希望される場合は、シティホン インベストメントまで郵送による交付をご請求いただくか、シティバンク銀行各支店までご来店ください。
3. 本サービスは、eステートメントを除き、シティバンクオンラインお取引規約に同意していただいたお客様のみ提供いたします。

第 4 条 当行の都合による対象書面の書面交付

お客様が電子交付を承諾された後でも、シティバンク銀行は、対象書面について、場合によっては電磁的交付に代えて、対象書面を紙媒体で交付することがあります。また、シティバンクオンライン上に掲載されない対象書面〔取引残高報告書（兼取引明細書）を除く〕については、書面に交付いたします。

第 5 条 電子交付の方法

1. 当行における書面の電磁的方法による提供方法として、当行の使用に係るコンピューターに備えられたお客様ファイルにPDF形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法、またはPDF形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様に配信しお客様の使用に係るコンピューターもしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法をとっています。PDFファイルでご覧頂くため、お客様にはあらかじめアドビシステムズ社より配布されている「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。
2. 対象書面を保存可能なお客様のパソコン内ハードディスクの空き容量が必要です。
3. 電子交付された対象書面をプリンター等で出力することにより、書面の作成が可能です。
4. シティバンクオンライン上に掲載された対象書面〔取引残高報告書（兼取引明細書）は除く〕は当該取引を最後に行った日より5年間、「バックナンバー」に掲載されますので、いつでもご確認が可能です。

第 6 条 取引残高報告書（兼取引明細書）の電子交付についての確認事項

電磁的交付について、お客様は以下の事項を確認した上で承ります。

- (1) eステートメントに必要なメールアドレスが正確であること。
 - ① ご登録のメールアドレスが40文字以下であること。
 - ② 携帯のメールアドレスは登録不可であること。
- (2) 登録手続きに一定の期間が必要であり、手続きが完了する前に、郵送による取引残高報告書（兼取引明細書）の交付が行われる場合があること。
- (3) 投資信託口座を含む、現在郵送にて交付しているすべての口座情報がPDFファイルとして暗号化され、さらにPDFファイルが添付されたメールが『e

ステートメントを受信するアドレス』として登録されたメールアドレス宛てに配信されること。

- (4) 一旦受け取ったeステートメントを書面で再発行するには別途当行所定の手数料がかかること。
- (5) eステートメントの閲覧には、別途定めるバージョン以上のAcrobat Readerが必要であり、保存されたPDFファイルでも閲覧のたびに14桁のパスワード入力が必要であること。
- (6) 以前登録いただいたメールアドレスはeステートメントの申込手続きを以って新たな登録アドレスに書き換えられること。（アラートサービスへの登録メールアドレスを除く）
- (7) 電子交付から郵送による取引残高報告書（兼取引明細書）の発行に戻される場合は、所定の方法にてお申込が必要なこと。
- (8) eステートメントと書面での取引残高報告書（兼取引明細書）を同時に申し込むことはできません。

第 7 条 電子交付の中止・内容変更

当行はお客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁への指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。

第 8 条 免責事項

1. 当行は、利用者の依頼について、電話やコンピューター端末等を通じて当行が依頼内容を受領した場合にのみ責任を負うものとします。また通信機器・回線の故障、電話不通等通信手段の障害等により本サービスが遅延し、もしくは不能となった場合、または当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴が行われたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。
3. 当行および当行の関連会社（以下併せて「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーや閲覧ソフトにより本サービスが遅延し、もしくは提供不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
4. 当行等は、コンピューターウイルスおよびその関連の障害等により利用者にもいかなる損失、損害、または諸費用等が発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
5. 本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き、当行等は一切責任を負いません。

付 則

- 第 1 条 この規約は、2010年8月31日から施行する。